

療養病棟 | 医療区分・ADL区分 早見表

2026年8月24日時点 | 制度の全体像確認用。個別判定は厚生労働省「評価の手引き」最新版を優先してください。

1 | まず押さえる3つの評価軸

軸	何を見る？	区分	判定の基本
疾患・状態	患者が該当する疾患・状態	1～3	項目の「定義」「評価の単位」「留意点」に従って該当性を確認
処置等	現に実施している処置等	1～3	処置名の有無だけでなく、各項目に定められた条件を確認
ADL	実際に必要だった支援	1～3	当日を含む過去3日間・全勤務帯の支援レベルで評価

令和6年度改定：3（疾患・状態）× 3（処置等）× 3（ADL）＝27分類 + スモン3分類 = 合計30分類

2 | 評価の基本ルール

①	毎日評価	療養病棟の患者は、評価の手引きを用いて毎日評価する。
②	公式定義で判定	医療区分は「重そう・軽そう」の印象ではなく、該当項目の定義・評価単位・留意点で判定する。
③	根拠を記録	「該当する」と判定した場合は、診療録にその根拠を記載する。
④	変化時は再記載	判定後に状態等が変化した場合は、新たな判定根拠を診療録に記載する。

3 | ADL区分：4項目 × 0～6点（合計0～24点）

評価する4項目	ADL区分	
1. ベッド上の可動性	ADL区分3	23～24点
2. 移乗	ADL区分2	11～22点
3. 食事	ADL区分1	0～10点
4. トイレの使用	評価期間	当日を含む過去3日間・全勤務帯

ADLは「訓練で一度できた能力」だけでは決めません。過去3日間の全勤務帯で、実際にどの程度の支援が必要だったかを確認します。新入院・転棟では、入院・転棟後の状態を評価します。

4 | 令和8年度（2026）改定で押さえる点

療養病棟入院料2 医療区分2・3患者割合	5割以上 → 6割以上 ※2026年3月31日時点で現に入院料2を届け出ている医療機関は、2026年9月30日まで経過措置
「6割」はその日の患者数ではなく、直近3か月の延べ日数で算出： 医療区分2・3に該当した日数の和 ÷ 入院日数の和	

5 | 迷ったときの確認順序

1	疾患・状態 項目定義を確認	2	処置等 実施条件を確認	3	ADL 4項目 過去3日間を確認	4	評価票 毎日・全該当項目
---	------------------	---	----------------	---	---------------------	---	-----------------

5 | 診療録：該当根拠を記載。状態等が変化したら、新たな判定根拠を記録する。

この早見表は「制度の全体像」を確認するための資料です。
個別の疾患・状態・処置等が医療区分2・3に該当するかは、厚生労働省「医療区分・ADL区分に係る評価票 評価の手引き」の最新版で必ず確認してください。

作成：rehabilikun blog | 2026年8月版 主要出典：厚生労働省（詳細URLはExcel「出典」シート）